

申請者:宮崎 晋生

論文題目 日本の汎用電子計算機産業における技術提携の意義
—産業発展・技術進化の社会的構築性—

審査員 鈴木良隆
武石 彰
島本 実

本論文は、1960・70年代における大型電子計算機をめぐる日本の製造企業の技術提携について、当の製造企業、自由化や国産化に関する産業政策、需要者である大手企業、政治家などの相互作用とその結果を明らかにしたものである。とりわけ、技術的に優れた外資と提携した日本側企業がなぜ成果を取めなかったのか、という問題の説明を試みようとしたものである。論文は、一連の相互作用の過程を扱った第1章「電算機資本自由化をめぐる各社会構成員たちの対応」と、それぞれ技術提携の具体例を扱った第2章「沖電気工業とスペリーランド・ユニパックのケース」および第3章「日本電気とハネウエルのケース」とから構成されている。

技術提携をめぐる企業間関係を、当該企業に加えて、産業政策や需要者の立場から説明した点は興味深い。それはまた、当該産業についてこれまで語られてきた産業政策の諸局面を、全体として解釈しなおす視点をも提供している。当該企業についても、重要な場面について史資料によるいっそうの実証の余地があるが、技術提携をめぐる交渉や戦略の転換は、提携の当事者であるそれぞれの企業内部の事情にも立ち入りながら詳しく明らかにされており、一定の水準に達している。論文全体として、何を論証したいかという点やその主張が先行研究との関係でどのような意味合いがあるかという点にあいまいな面があるが、各章はいずれも、論の運び方、新たに解明した事実などにおいて水準以上に達している。

よって、審査員一同は、所定の試験結果をあわせ考慮して、本論文の筆者が一橋大学学位規則第5条第1項の規定に準じた取扱により一橋大学博士(商学)の学位を受けるに値するものと判断する。